

## 2015年度予算要求の回答書(その6)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。今回は3. 子どもと教育の危機を打開するために①～⑥です。

### 3. 子どもと教育の危機を打開するために

①いじめ、不登校などの実態を把握し、早期の解決を図るための体制を確立すること。

学校は、児童・生徒が安心して安全に生活できることが基本であり、そのためにも、いじめや不登校等の実態把握や早期対応、未然防止に向けた取組が大変重要であると認識しております。

各学校では、担任等がアンケートや面談を定期的に実施するとともに、生活ノートなどで子供と一対一のコミュニケーションを図る機会を設けているほか、担任以外の教員が得た情報を職員間で定期的に共有する場や、家庭・地域と子供の校外生活についての情報交換の場を設けるなど、児童・生徒のきめ細かな実態把握により、いじめや不登校等の早期発見に取り組んでおります。

特に、いじめにつきましては、一昨年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校ごとに策定した「学校いじめ防止基本方針」や、本市で策定した「厚木市いじめ防止基本方針」に基



づき、それぞれの役割で迅速な事実確認や適切な指導・支援を組織的に進めるよう努めております。このほか、教職員のいじめに対する意識を高めるためのセルフチェックシートの実施や、

重大事態等の発生に備えた体制作りを進めているところです。  
今後も引き続き、学校訪問による実態の把握や課題の早期発見に努め、適切な指導・支援を行うとともに、教職員研修会等を通して、組織的な指導体制の確立を始め、個々の教職員の感性や指導力の向上に努めてまいります。(学校教育課)

②教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するために、多忙の実態を把握し、解消する具体的な対策を講じること。

教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として、教育委員会に「厚木市立学校教職員安全衛生委員会」を設置し、エコワークデーの実施など、教職員の多忙化を解消し、充実した教育活動を進めていけるような職場環境の整備について協議しております。

同委員会における具体的な対策といたしましては、教育委員会と市長部局の協議により、夏季休業中に児童・生徒が取り組んだ各種コンクール等への応募作品をそれぞれの担当課が回収する形に変更したことを始め、従来は教員が行っていた就学時健康診断を教育委員会の職員が実施することとしたほか、平成25年4月からは、学校給食費を公会計へ移行したことにより、小・中学校の教職員が携わっていた給食費の徴収及び管理に関わる事務負担が軽減され、児童・生徒に向き合う時間を増やすことができたものと認識

しております。

今後におきましても、教職員の多忙化解消に向けて取り組んでまいります。

(教職員課、教育総務課、  
学校給食センター)

③少人数学級を小学校の全学年で実施すること。また、国に対して拡大するよう求めること。

少人数学級の導入につきましては、国が示す小学校2年生までの基準に対し、本市は独自に小学校3年生まで対象を広げ、市内全小学校で35人以下の学級編制を実施しているところです。

対象学年の更なる引き上げにつきましては、教員の配置等の課題があることから、本市教育委員会を通じて、県教育委員会や関係機関に対して働きかけております。(教職員課)

④学校図書館の充実をはかり、子どもたちが読書に親しめる環境をつくること。専任・専門・正規の学校司書の配置に努めること。

各学校におきましては、学校図書館の充実を図るため、学校図書館担当教員が「こどもブックライフサポーター」と連携しながら、掲示物やレイアウトなどを工夫した図書館の環境づくりに努めるとともに、蔵書・資料の整理、読書に関する相談や支援などの様々な活動を行っております。

また、「読書月間」・「読書週間」などを設定し、児童会・生徒会活動と連携した児童・生徒の主体的な活動を展開するほか、ボランティアによる「お話し会」



の実施、中央図書館の団体貸出の活用などの取組を行っております。

さらに、平成26年6月に成立した「学校図書館法の一部を改正する法律」を受け、本市では、学校図書館の職務に従事する職員として、引き続き全小中学校に「こどもブックライフサポーター」を配置し、学校図書館や児童・生徒の読書活動の更なる充実に努めてまいります。

(学校教育課)

⑤学童保育は一教室当たりの定員を少なくし、希望者が全員入所できるよう拡充をはかること。

本市の放課後児童クラブにつきましては、「厚木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例」に基づき、「1支援当りの児童数おおむね40人以下及び児童一人につきおおむね1.65㎡以上」という基準を設け、定員を定めております。

また、増加する学童保育のニーズに対応するため、教育委員会や関係部署間で連携・調整を図りながら、小学校の余裕教室等の場の確保に努めてまいります。

(こども育成課)

⑥小中学校の特別支援教育介助員については、障害特性に合わせて人員を配置し、適切な介助ができるようにすること。

特別支援教育介助員につきましては、介助を必要とする児童・生徒の障がい等の状況に応じて日数や人数を勘案しながら配置しており、学校生活を多様な面から支援しております。

今後も、各学校の支援体制を踏まえ、一人一人の児童・生徒の自立へ向けた支援が可能となるよう、適切な配置に努めてまいります。(学校教育課)

**5月の法律相談**

**5月22日(金) 14時**

前日迄の連絡を!